むら・まち支え合い共生の里　協定締結地区

これまで６地区が協定を結び、地区の特色を活かした活動を行いました。現在も、多くの地区が、活動を継続して交流を続けています。

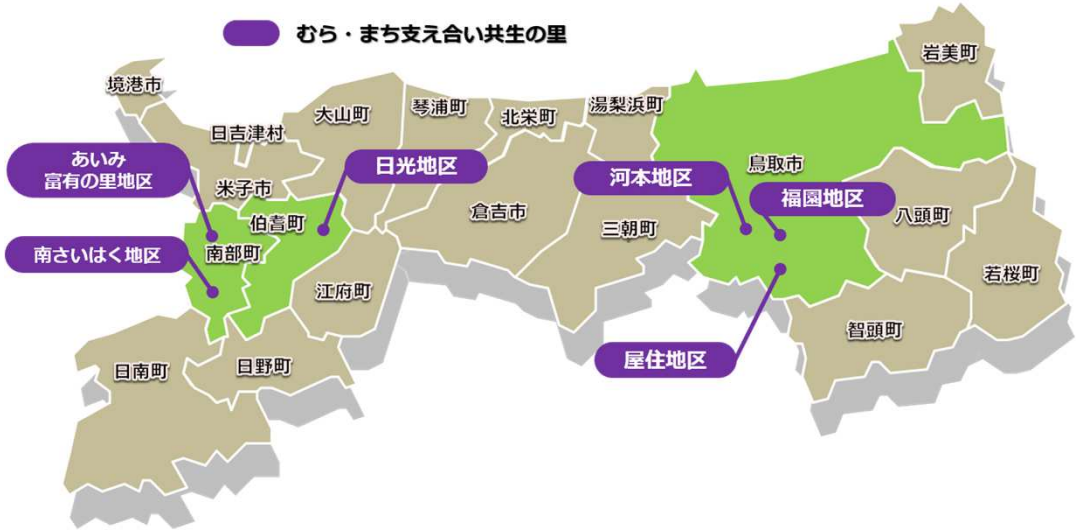

地区名	市町名	協定締結時期	協定集落・地区名
屋住地区	鳥取市 用瀬町	H27年5月	鳥取市用瀬町屋住集落 鳥取市醇風地区公民館
河本地区	鳥取市 佐治町	H27年5月	鳥取市佐治町河本集落 鳥取市富桑地区公民館
福園地区	鳥取市 佐治町	H28年3月	鳥取市佐治町福園集落 鳥取市城北地区まちづくり協議会
日光地区	伯耆町	H28年5月	伯耆町日光地区協議会 米子市義方校区自治連合会
あいみ富有の里地区	南部町	H28年7月	南部町あいみ富有の里地域振興協議会 米子市就将地区自治連合会
南さいはく地区	南部町	H29年7月	南部町南さいはく地域振興協議会 米子市明道地区自治連合会

問合せ先・ホームページ等

鳥取県　農地・水保全課　☎0857-26-7336
Mail：nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp
東部農林事務所地域整備課　☎0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課☎0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課☎0859-31-9665
URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/247578.htm
Facebook：https://www.facebook.com/tottorinouchimizu/

むら・まち支え合い
共生の里

HP・Facebook

鳥取県　農地・水保全課
☎0857-26-7336
Mail：nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp

農村を
応援したい！
市街地住民
サポーター
募集中！

むら・まち支え合い共生の里（むら・まち支え合い共生促進事業）について

～農村と市街地住民による元気づくりを応援します！～

中山間地の農村と市街地住民（地区公民館、自治会、協議会など）が、共同で行う農地・農業用施設（水路等）の保全活動や農村の活力推進につながる活動を支援する事業です。農村・市街地住民・市町・県の４者で協定を締結し、市町と県は、活動の支援を行います。

期待される効果（メリット）

農 村

●労力の確保
農地や農業用施設の適切な維持管理につながります。

●遊休農地の再生
遊休農地を交流事業などで活用することで、農地の有効活用や新たな農産物の生産につながります。

●集落の活性化
農業意欲の向上や、外部との交流により、関係人口の増加や集落の活性化が期待されます。

協定・
共同活動

市街地住民

●農業・農村での体験
農業体験や豊かな自然環境との触れあいにより、農業・農村への親しみや食育への関心、気分のリフレッシュにつながります。

●交流の輪の拡大
農村の方との交流に加え、活動を通して市街地住民同士の交流の輪も広がります。

●農村の魅力発見
農村資源の大切さや保全意識の向上、流域治水において、農村の果たす役割への理解が深まります。

対象となる共同活動　※一例

●農地・農業用施設（水路等）の保全活動、農業体験
（例：草刈り、遊休農地などでの農業体験 等）

●農作物の販売
（例：公民館祭などのイベントでの出店販売 等）

●農村資源保全活動
（例：収穫物等を使用した加工品作り体験、
農村周辺の自然環境を活かした体験、散策 等）

事業の流れ

情報提供（県・市町）
農村、市街地住民へ事業の情報提供や参加ニーズの聞取りを行います。

マッチング（農村・市街地・県・市町）
双方のニーズに合う農村・市街地住民の調整・仲介をします。

単年（お試し）活動（任意）（農村・市街地）
協定締結前にお試し期間として１年間の活動が可能です。
※活動後の協定締結は必須ではありません。

協定締結（農村・市街地・県・市町）
農村・市街地住民・市町・県の４者による協定

活動（３年間）（農村・市街地）
協働して農村資源保全活動や商品開発、交流などの取り組みを行います。市町や県は連携して活動の支援を行います。

活動の支援（県・市町）
・対象経費への補助
・活動計画作成の支援・助言
・事務手続きの支援
・農作業体験や農産加工品についての技術的支援
・マスコミ等への活動状況のＰＲ　など

補助金・補助対象活動について

補助金額：１～２年目：上限39万円/年　３年目：上限19万円5千円/年
単年（お試し）活動：上限21万円/年
補助対象：農村等
対象事業：農村と市街地住民が共同で行う活動で、**以下の①～④**を満たすもの
①農地・用水路等の保全
（例：水路清掃、農道・農地の草刈り作業など）
②農産物等の生産
（例：遊休農地の再生活用、耕耘作業、鳥獣害防止柵設置など）
③農産物等の活用、農産加工品の製造・販売等
（例：収穫した農産物等を活用した交流や農産物の販売、農産加工品の製造体験等）
④農村資源の保全・交流
（例：地域行事への参加、交流事業など）
※その他農村の活性化に資する活動も対象となります。
補助対象経費：上記活動に係る用具、資材の購入費、交流会開催費用、
農村への交通費　など